

2022年8月15日

各位

会社名 株式会社レーサム
代表者名 代表取締役社長 小町 剛
(コード番号：8890 東証スタンダード市場)
問合せ先 上級執行役員管理本部長 片山 靖浩
電 話 03-5157-8881

(変更) 株式会社レーサム・ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けについて

当社が、2022年6月1日付で公表いたしました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(以下「2022年6月プレスリリース」といいます。)について、一部変更すべき事項が生じたので、お知らせいたします。

当社は、2022年6月プレスリリースにおいて公表しましたとおり、2022年6月1日開催の取締役会において、当社の自己株式の公開買付けを行うことを決議するとともに、当社の代表取締役社長である小町剛氏(以下「小町氏」といいます。)及び当社の代表取締役副社長である飯塚達也氏(以下「飯塚氏」といいます。)が代表取締役を務める株式会社レーサム・ホールディングス(以下「RH」といいます。)による、株式会社 Power One(以下「PO」といいます。)が所有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の取得を目的とした当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が実施された場合には、本公開買付けにつき賛同の意見を表明すべき旨、及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すべき旨決議いたしました。

もっとも、その後、当社及びPOは、潜在的買収提案者から、2022年8月10日に当社株式に対する公開買付けの提案(以下「本件提案」といいます。)を受けており、当該提案は、法的拘束力のない提案ではあるものの、RHの予定している本公開買付けにおける公開買付け価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を相当程度超える買付け価格による当社株式を対象とする公開買付け(買付予定株数18,364,300株(注1)(議決権割合(注2)64%)。上場維持を予定)を開始する真摯な意向を示すものとなっております。そのため、当社及びPOは、当社、RH及びPOの間で2022年6月1日付で締結された本公開買付けにPOが応募する旨の合意を含む応募契約(以下「本件応募契約」といいます。)第4条第2項に基づき、速やかに、RHに対し、本件提案があった旨及び本件提案の内容を通知し、本件提案に対する対応について誠実に協議いたしました。また、当社は、2022年8月15日に、当社、RH、小町氏、飯塚氏、田中氏及びPO並びに本公開買付けの成否から独立した当社の社外取締役兼独立役員である深井崇史氏及び中瀬進一氏の2名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)に対し、本件提案の内容を通知しました。

(注1) 18,364,300株は、POが所有する当社株式の数となります。

(注2) 本件提案によれば、議決権割合は、当社が公表した2022年7月22日付「自己株式の消却に関するお知らせ」に記載の消却後の発行済株式総数(29,081,400株)及び消却後の自己株式数(見込み)(479,586株)を元に計算を行っているとのことです。

本件提案を受けた当社としては、RHによる本公開買付けと本件提案に係る公開買付けは両立しない内容であるところ、本公開買付けが成立すると、一般株主がより高い価格で売却する機会を奪うことになり、一般株主に不利益となるおそれがあることを認識するに至りました。また、当社は、POからも、本件提案における公開買付け価格がRHの予定している本公開買付け価格を上回るものであるため、本件提案に係る公開買付けが開始された場合には、本件応募契約第4条第3項に基づき、RH及び当社と協議を尽くした上で、本件提案に係る公開買付けに応募することを検討しているとの連絡を受けております。

そして、当社は、2022年8月15日に開催された本特別委員会において、本公開買付けと本件提案に係る公開買付けは両立しない内容であるところ、本公開買付けが成立すると、一般株主がより高い価格で売却する機会を奪うことになり、一般株主に不利益となるおそれがあるため、本件提案を受けている状況において、当社取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明することは、一般株主にとって不利益ではないとはいえない旨、そのため、本件提案を受けている状況において、当社取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明することが、妥当であるとはいえない旨の判断がなされ、本特別委員会からその旨の答申書を受領したことや PO 及び RH との協議も踏まえ、RH が当初本公開買付けの開始を予定していた 2022 年 8 月 17 日から同月 24 日までの期間（以下「本公開買付開始予定期間」といいます。）中においては、当社取締役会が 2022 年 6 月 1 日に決議した賛同意見表明の予定を維持することができないと判断し、同年 8 月 15 日、本公開買付けに対する上記賛同意見表明の予定を取り下げる旨の取締役会決議をし、同日、RH に対し、同取締役会決議の内容を通知いたしました。

その結果、当社は、同日、RH より、本公開買付開始予定期間中には本公開買付けを開始しない見込みとなった旨の連絡を受けました。なお、RH によれば、本応募契約においては、RH による本公開買付けの開始の前提条件として、「当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて決議がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明保証が変更若しくは撤回又はこれと矛盾する内容の取締役会決議が行われていないこと」との条件が定められているところ、本公開買付開始予定期間中において、当社による賛同意見表明決議がなされることが見込まれないため、上記前提条件の充足が見込まれない状態に至ったと判断したため、本公開買付けを開始しない見込みとなったとのことです。

当社としては、引き続き、本件提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか否かについて精査し、本件提案及び本公開買付けに対する意見を更に検討してまいります。

本件に関して、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上